

昭和58年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

	開催日時・場所	議 題	内 容
第1回	S58.4.4	(1)漁業権の漁場計画について	
第2回	S58.4.14	(1)漁業権の漁場計画について	
第3回	S58.4.21	(1)漁業権の漁場計画について	延縄、一本釣との関わりが生じる可能性が有るため、組合長会等関係漁業者間で十分話合ふべき必要があること。奄美での操業事例を調査する必要があることなどから、継続審議となった。
		(2)サンゴ漁業の許可について	潜水艇を用いて、サンゴを採りたいとすることに対し、許可の可否を審議した
第4回	S58.4.25	(1)漁業権の漁場計画について	
第5回	S58.5.6	(1)漁業権の漁場計画について	
		(2)沖縄県漁業調整規則の改正について(諮問)	漁業法の改正に伴う罰則の改正について審議し、罰則の強化について異議ない旨答申することを決定した。
		(3)サンゴ漁業の許可について	関係漁業者との調整を十分行うこと。許可の期間を1年間とすることで許可することを決定した。
第6回	S58.5.9	(1)漁業権の漁場計画について	
第7回	S58.5.26	(1)漁業権の漁場計画について	58.2.10の第6回委員会で諮問されたこのことについて、答申内容を決定した。
第8回	S58.8.11	(1)漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査について(諮問)	244件の申請者の申請内容、適格性優先順位について審議し、異議ない旨答申することを決定した。
第9回	S58.9.20	(1)大中小型まき網漁業に係る禁止区域の拡大について	水産振興会他2団体から要請のあったこのことについて審議した。委員会としても禁止区域の拡大を要請していくことになった。
		(2)タカサゴを対象とする追込網漁業の取扱について	許可の際、制限条件を課することが妥当か否かについて審議した。制限条件の適否と、追込網の実態等も含めて小委員会に於いて調査検討することになった。
		(3)潜水器漁業の取扱について	他漁業と紛議をかもしているこの漁業の取扱について審議した。何らかの規制を構すべきとの意見一致に基づき、その方途について引続き調査検討していくこととなった。
		(4)底一本釣漁業及びかつお、まぐろ漁業の取扱について	他県では自由漁業となっているこれらの漁業を許可漁業のまま取扱ってよいか否かを審議した。県内の漁業者の意見を踏まえる必要があるので、継続審議とすることとした。

第10回	S59.1.30	(1) 追込網漁業の制限条件の再検討に関する要請について	那覇地区漁協所属の漁業者から要請があったこのことについて審議した。第9回委員会の決定を踏まえ、本委員会に小委員会を設けて追込網の実態、タカサゴの生態を調査し、今後の取扱方針を検討することとなった。
		(2) 近海まぐろ延縄漁船の新規建造抑制に関する要請について	近海鮪漁協から要請のあったこのことについて審議した。他府県の動向を見守りつつ、今後調査検討していくこととなった。
		(3) 潜水器漁業者の健康診断の実施について	潜水病予防の一環として、健康診断を義務付けることを決定した。
		(4) 無人潜水艇によるサンゴ採取計画について	糸満の漁業者から要望のあった無人潜水艇によるサンゴ採取について審議した。漁業者の意見を踏まえる必要があることから、継続審議とすることとした。
		(5) 糸満漁業者の立延縄漁業の操業による紛議について	行政側で強力に指導することを求めることとなった。
		(6) ごち網からの転業に対する融資等の要請について	
第11回	S59.3.29	(1) タカサゴを対象とする追込網漁業について	タカサゴ漁場のほとんどが漁業権漁場内であるため、入漁を受入れることによる既存漁業への影響が懸念されるとして、調整の糸口を見い出せないまま、引き続き検討していくこととなった。
小委員会	S59.3.29	(1) 委員長の互選について	委員長に西島委員を互選した。
		(2) 小委員会が今後調査検討すべき項目、方法等について	審議の結果、(ア)追込網漁業の漁獲対象魚種名、(イ)その魚の生態、(ウ)阻込網漁業の操業方法、(エ)操業範囲、(オ)漁場の特徴、条件、(カ)統計(経年変化)などを調査検討することとし、潜水器漁業者、鰹餌取り漁業者などに聞き取り調査を行い、それらの調査結果をとりまとめて、次回に報告することとした。